

IV 林産物需給と木材産業

(要約)

平成18年の我が国の木材需要量（用材）は8,679万 m³であり、前年より93万 m³増加した。国産材の供給量は前年よりも44万 m³増加し1,762万 m³となった。また、平成18年の自給率は0.3ポイント増加し20.3%となり、2年連続の上昇をみせている。

近年、合板用材へ国産材の供給は、スギ、カラマツ等の針葉樹を中心に急激に増加しており、平成18年の供給量は5年前の約6倍となった。また、強度性能が明確で、寸法安定性に優れた製品として利用が増加している集成材に対しても、国産材の供給は増加しており、平成18年の供給量は対前年比で55%の増加となった。

製材工場は、出力規模の小さな工場の減少傾向が大きい状況にある。一方、工場数では全体の6%である大規模工場が、素材消費量では全体の53%を消費している。このような中で、消費者ニーズに対応した製品を供給していくには、スケールメリットを追求した加工体制の整備や複数の工場が連携し効率性を高めること等が重要となっている。

また、製材工場への国産材の流通に関しては、平成18年の「木材流通構造調査」によると原木市場を介した入荷が5年前と比べ8ポイント減少しており、原木市場を介さない取引が増加傾向を示している。

さらに、国産材利用を総合的に推進していくためには、消費者の要請に応えた住宅を提供する「顔の見える木材での家づくり」など地域に根ざした特色ある取組を進めるとともに、公共施設や公共土木工事において木材を利用することが重要である。また、京都議定書の目標達成に向けた国産材利用拡大のための国民運動である「木づかい運動」のほか、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」と呼ばれる教育活動を進めていくことも重要である。さらに、木質バイオマスについては、多岐にわたる利用法が実用化され、環境に優しい資源として利用が進むことが期待される。

木材輸出については、平成13年以降増加傾向にあり、中国や韓国向けに木造住宅を輸出する取組もみられている。

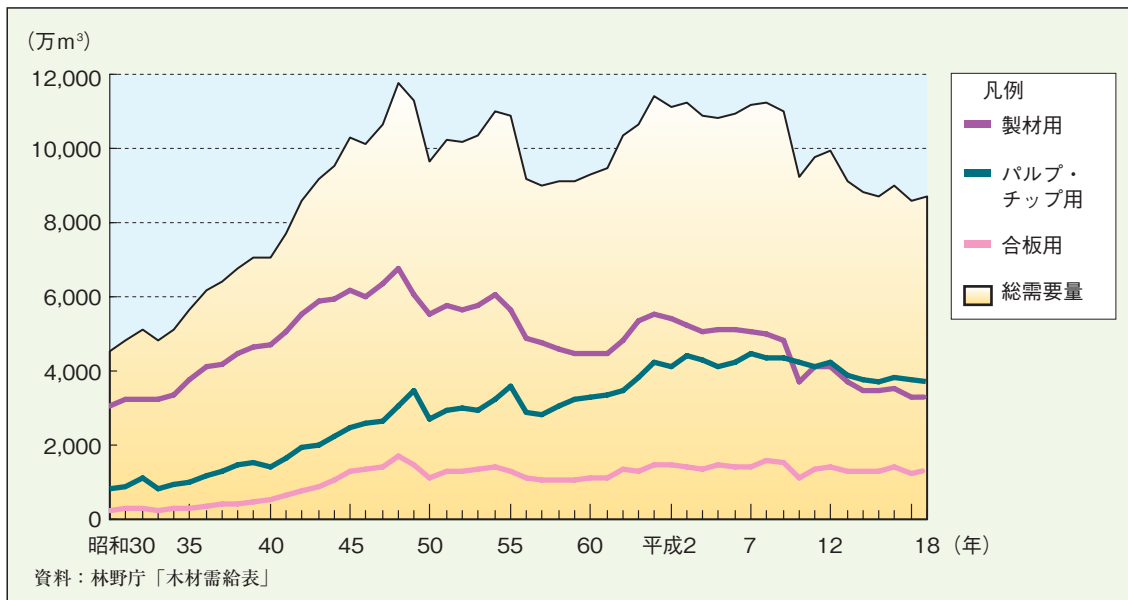
1 林産物需給の概況

(1) 需給の動向

(木材需要の動向)

平成18年の我が国の木材需要量（用材）は8,679万 m³であり、平成14年以降9千万 m³を下回る状況が続いているものの、前年よりは93万 m³増加した（図IV-1）。需要の内訳を用途別にみると、パルプ・チップ用が3,691万 m³、製材用が3,303万 m³、合板用が1,372万 m³となっており、前年と比較して製材用と合板用がわずかに増加している。

図IV-1 我が国の木材需要量(用材)の推移

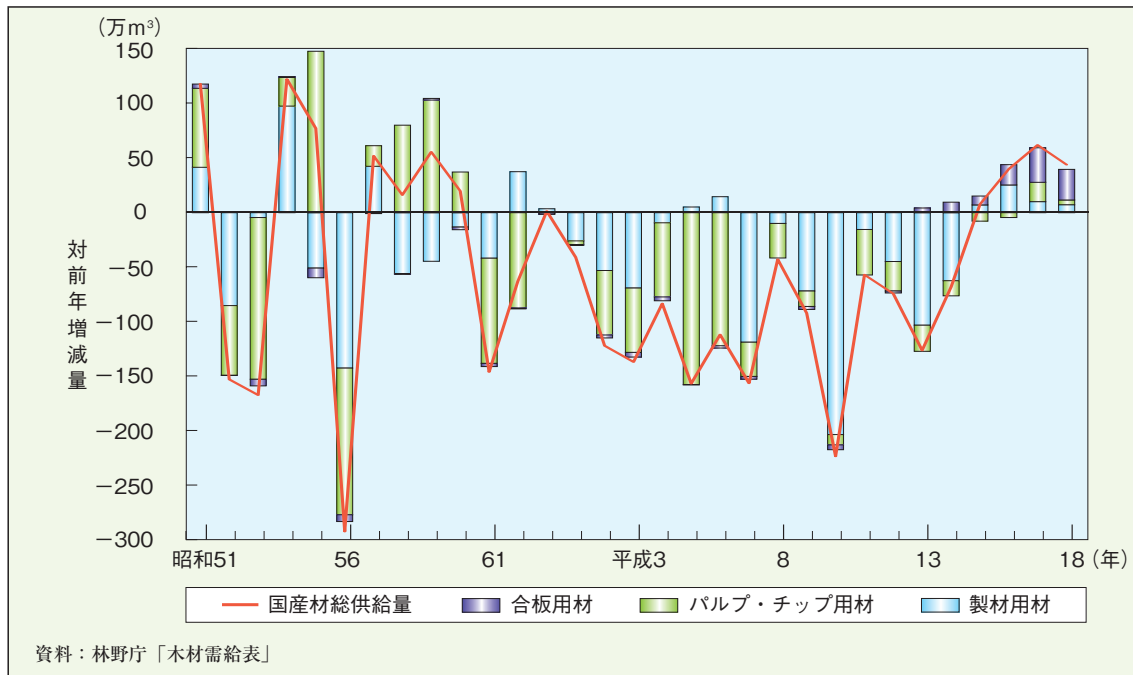


(増加する国産材の供給量)

平成18年の国産材の供給量は前年よりも44万 m³増加し1,762万 m³となり、4年連続の増加となった。また、ここ2年は製材用材、パルプ・チップ用材、合板用材のいずれもが増加傾向にあり、このことは過去にもあまりみられなかった傾向である（図IV-2）。

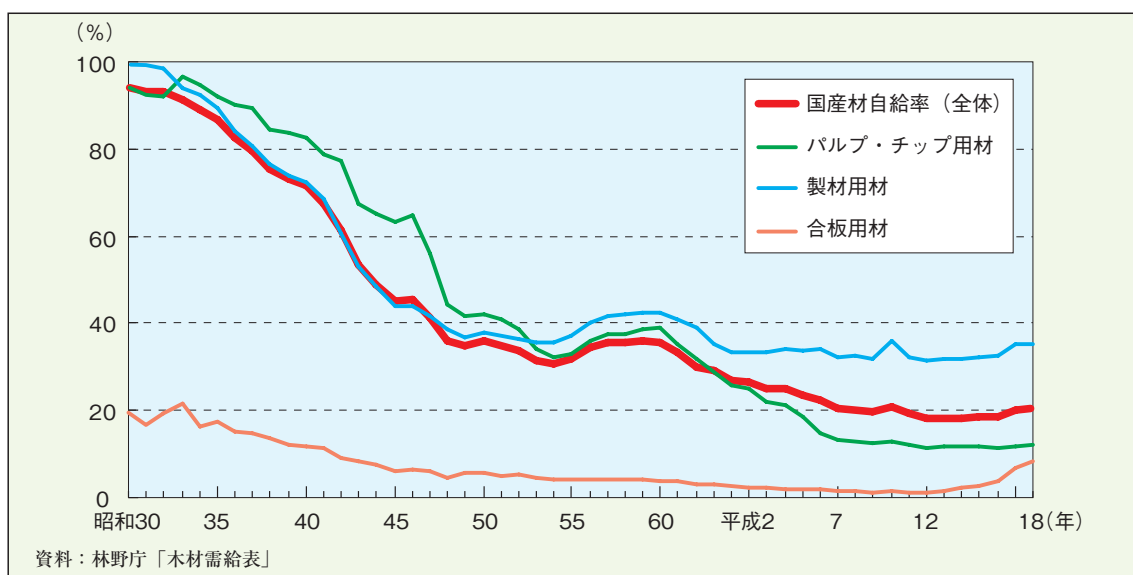
特に近年は、合板用材としての供給量が急激に伸びており、平成18年の国産材の対前年増加量の64%を合板用材が占めている。

図IV-2 国産材(用材)供給量の対前年増減量の推移



平成18年の自給率は対前年比0.3ポイント増の20.3%となり、2年連続の上昇となった。平成18年の自給率を用途別にみると、製材用材が35.3%、パルプ・チップ用材が12.2%、合板用材が8.3%となっており、対前年比では製材用材が0.1ポイントの増加、パルプ・チップ用材が0.4ポイントの増加、合板用材が1.4ポイントの増加となった(図IV-3)。

図IV-3 国産材自給率の推移





このように、国産材供給量の増加を伴う自給率の上昇が2年続けてみられることは、加工技術の向上等による合板等への国産材利用の増大に加え、外材供給の不透明さを背景として国産材の競争力が相対的に高まってきていることの現れと考えられる。

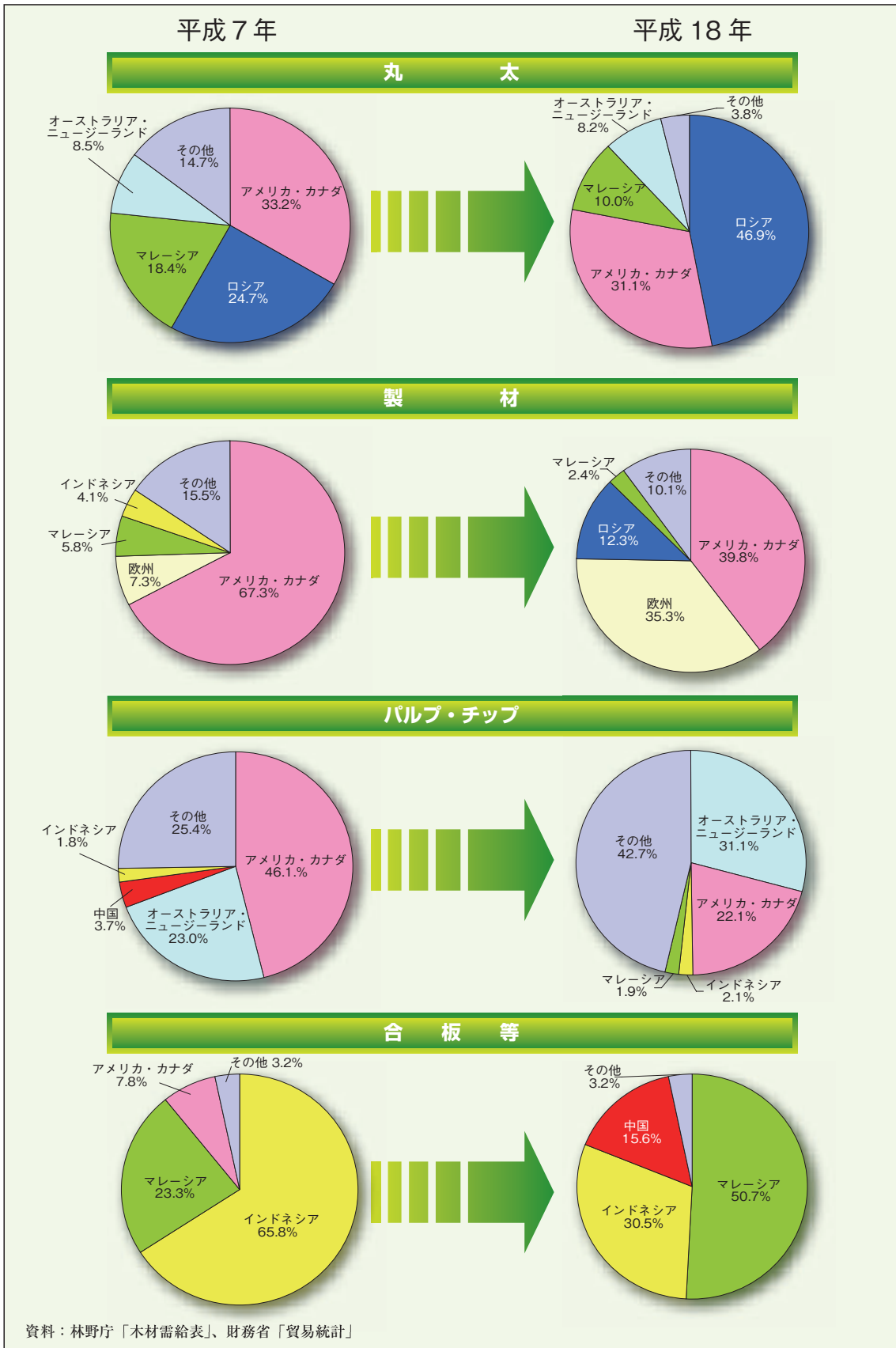
(外材輸入の動向)

外材輸入の国別シェアについて、国産材の自給率が平成18年とほぼ同水準であった平成7年のものとを比較すると、丸太ではロシアからの輸入が22ポイント増加している。また、製材では欧州からの輸入が28ポイント増加した一方、アメリカ、カナダからの輸入が28ポイント減少している。さらに、パルプ・チップにおいてもアメリカ、カナダからの輸入が24ポイントの減少となったほか、合板等では違法伐採対策により伐採量を制限しているインドネシアからの輸入量が減少した一方、かつてはほとんど実績がなかった中国からの輸入が現在は16%のシェアを占めている。このような輸入相手国の変化は、各国の経済状況や資源状況、森林政策等の様々な要因によっていると考えられる（図IV-4）。

特に近年は、中国や中近東等における木材需要が高まるなど、世界的に木材貿易量が増加している。また、ロシア政府は、2007年2月、ロシア国内における木材加工産業の振興等を目的として、丸太等未加工木材の輸出税を段階的に引き上げることがを表明した。これにより、これまで6.5%だった輸出税は、2007年7月には20%、2009年1月には80%に引き上げられることとなる。このため、ロシア材の輸入環境は大きく変化する可能性を有している。

さらに、原油高やユーロ高等、外材輸入を取り巻く状況は不透明さを増す状況にある。

図IV-4 木材輸入の国別割合の動向



IV

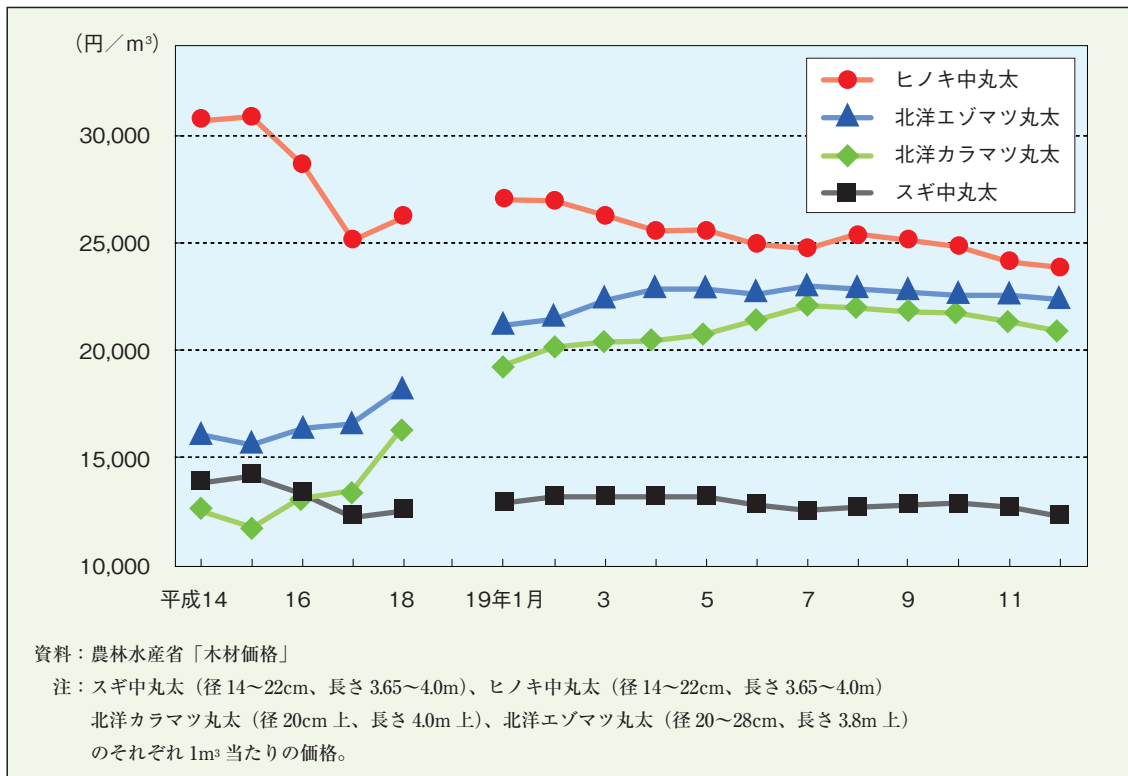
(2) 価格の動向

(丸太価格の推移)

近年の丸太価格をみると、輸入量の多い外材である北洋エゾマツや北洋カラマツの価格が上昇傾向にあるのに対し、国産材のスギやヒノキの価格は下落傾向で推移してきた。

平成19年をみると、スギ中丸太価格は、前年平均より300円高い13,000円と若干の上昇がみられたものの、ヒノキ中丸太価格は、前年平均より900円下落し25,400円となった。一方、北洋エゾマツの価格は前年平均より4,300円、北洋カラマツの価格も前年平均より4,800円高い価格となった（図IV-5）。この価格は、スギ中丸太と比較して8,000~9,000円程度高い水準にある。

図IV-5 丸太価格の推移



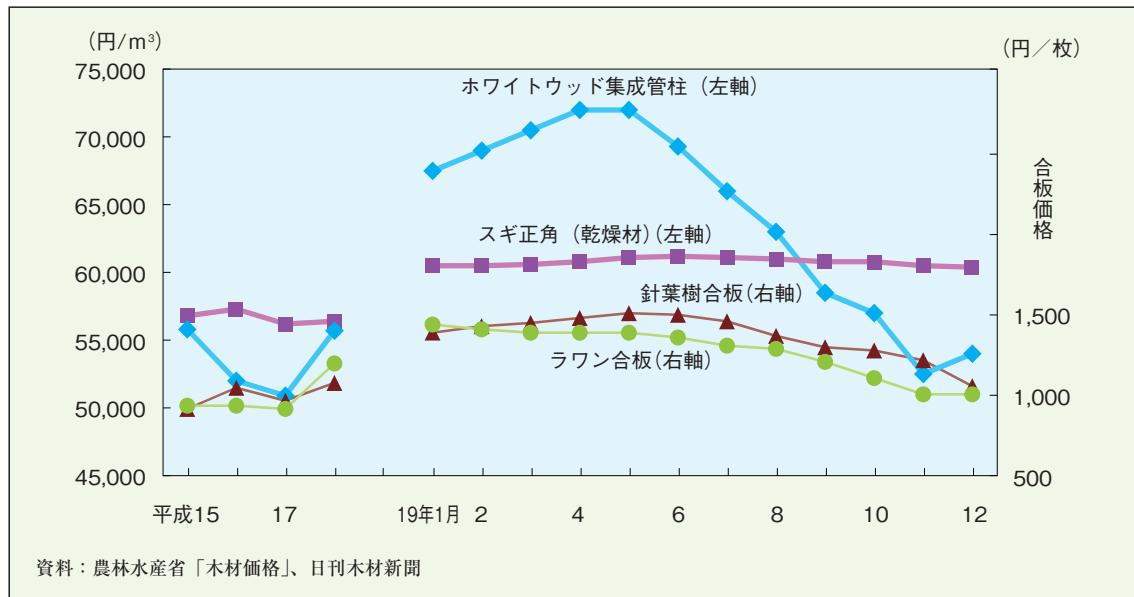
(製品価格の推移)

平成19年のスギ正角（乾燥材）の価格は、前年より4,400円高い60,800円となった。一方、構造用材としてスギ正角（乾燥材）と競合関係にあるホワイトウッド集成管柱（国産）の価格は、4月に前年平均より16,300円高い72,000円まで上昇した後、6月以降急激に下落した。また、合板の価格も集成材同様に下落がみ

られた（図IV-6）。

このような集成材や合板価格の下落は、原油価格の上昇やユーロ高等による製品供給の逼迫等を見込んだ買入れが進み在庫量が過剰になっていた中、住宅着工戸数が減少し、実需が伸びなかったことによるものと考えられる。

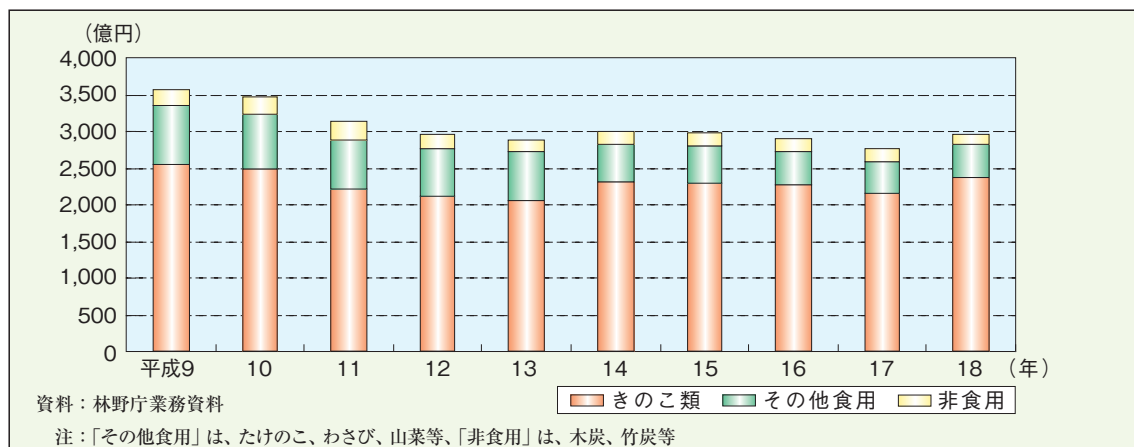
図IV-6 製品価格の推移



(3) 特用林産物の動向

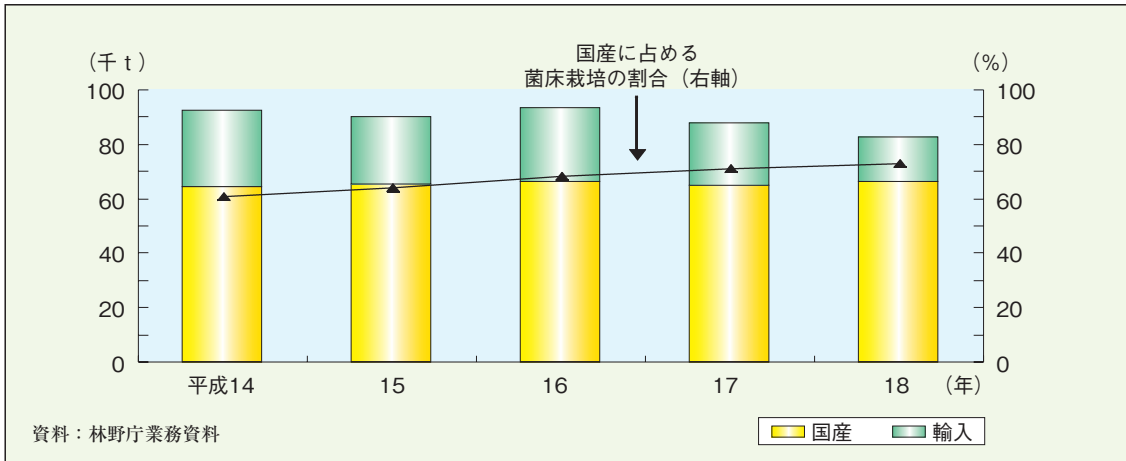
特用林産物の生産額は、平成12年以降3千億円を下回る状況が続いているものの、平成18年は、前年と比べ188億円増加し、2,959億円となった。このうち、きのこ類の生産額は2,366億円であり全体の8割を占めている（図IV-7）。

図IV-7 特用林産物の生産額の推移



きのこ類の生産額の内訳は、生しいたけが3割を占め、ぶなしめじ、えのきたけがそれぞれ2割を占めている。生しいたけの平成18年の消費量は8万3千トンであり、前年と比べて5千トンの減となっている。一方、国内生産量は前年と比べて1千トン増の6万6千トンとなっている（図IV-8）。

図IV-8 生しいたけの消費量(国産・輸入別)と国産品に占める菌床栽培の割合の推移



このような中、クヌギ等の森林資源を活用した原木しいたけ生産は生産者の高齢化等により減少傾向にあり、菌床栽培が増加してきている。中山間地域における森林資源を原木として活用する原木しいたけ生産を維持していくには、作業の機械化による生産性の向上、担い手の育成等を推進していくことが必要である。

他方、栽培方法、原産地表示等について消費者の関心が高まる中、生しいたけについて「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づく「しいたけ品質表示基準」が平成18年6月に制定されており、「名称」、「原産地」に加え「栽培方法(「原木」または「菌床」)」の表示が義務づけられている。

また、消費者の食品に対する志向として安全・安心へのこだわりが高まる中、有機JAS制度では有機農産物の生産方法等の基準を定め、この基準に適合した生産者を認定している。きのこ類については、栽培に使用する原木等の資材や種菌等についての基準が平成18年10月に定められた。この基準では、禁止された農薬等を使用していない区域で伐採された資材を使用すること等を定め、この生産方法に基づく生産者が認定を受け始めている。今後は、こうした認定を取得する生産者が増加することにより、消費者ニーズに対応した高品質の商品の供給や

IV 林産物需給と木材産業

消費者への適切な情報提供等が進むことが期待されている。

また、木炭は輸入量が増加する一方、平成18年の国内生産量は、2千トン減の3万3千トンとなり、自給率は18%となっている。今後は、燃料用だけではなく、木炭の特徴である多孔質を活かした土壌改良材、床下調湿材等としての需要の拡大や新たな用途の開発にも積極的に取り組んでいくことが重要である。

このような取組を通じて、特用林産物の生産振興を図ることは、就労機会の創出等による山村地域の活性化だけではなく、きのこ栽培の原木や薪炭材等として、里山等にある資源の活用が進むことにより、里山等の適切な維持管理を図ることもつながるものである。